参考資料２

日本ALS協会埼玉県支部・人工呼吸器メーカーと
在宅ALS患者の安全確保に関する協定を締結しました

1　協定の概要

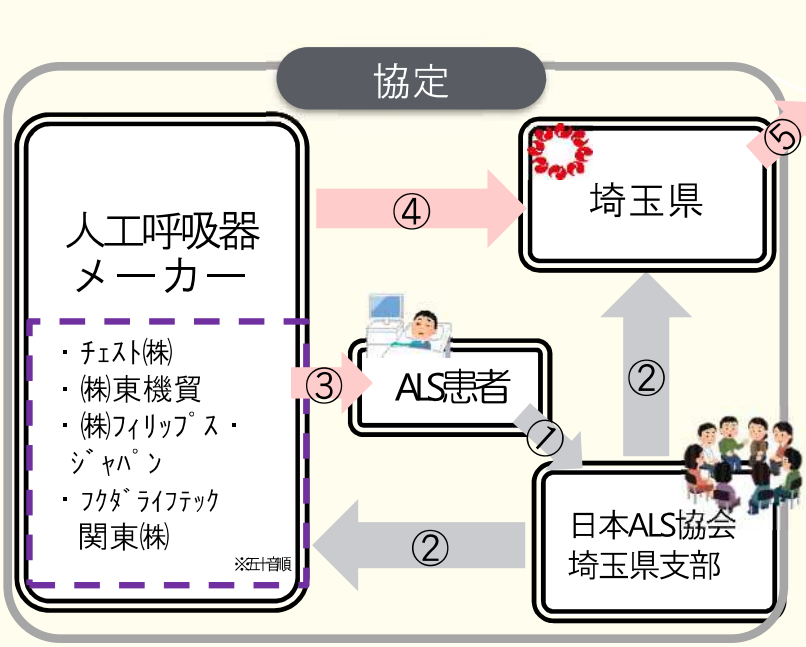

平常時

①日本ALS協会会員の患者さんは県支部に情報提供への同意書を提出

②各機関で平常時から情報を共有

災害時等

③地震や台風直撃時等に人工呼吸器メーカーが安否確認を行います。

④人工呼吸器メーカーは県に安否確認の結果を報告し、共有します。

⑤県では、④の情報と保健所が行った確認結果を整理し、安否未確認者等を市町村や消防に情報提供します。

この協定によって推進されること

●各機関と連携を図ることで、重層的な支援体制を構築できます。
●平常時より共通した情報を各機関で共有することで、災害時の対応の迅速化・効率化を図れます。

2　生命維持に危険が及ぶ場合の安否確認について

震度５弱以上の地震、非常に強い又は猛烈な台風の直撃など

日本ALS協会（埼玉県支部）の会員で人工呼吸器をお使いのかた

①同意書の提出後、協定に基づき、人工呼吸器メーカーが安否確認を行います。
②県は人工呼吸器メーカーからの情報をもとに対応します。

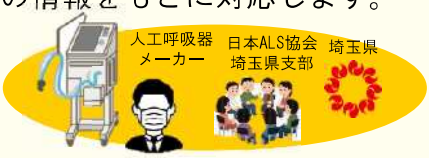

協会非会員のかた

これまでどおり、住まいの市町村や保健所、訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝが電話や訪問などで確認します。

埼玉県庁　疾病対策課　指定難病対策担当　〒330-9301　さいたま市浦和区高砂3-15-1本庁舎4階
048-830-3562　a3590-04@pref.saitama.lg.jp

日本ALS協会埼玉県支部へのお問合せはこちら　048-857-4607　jalsa_saitama@yahoo.co.jp

※入会の場合、別途入会費が必要です。

令和4年10月作成